

## 富山県社会福祉審議会 議事録

日 時：令和6年10月17日（木）

午前10時～午前11時30分

場 所：富山県民会館 611号室

### 1 開会

【竹部 地域共生福祉係長】 定刻になりましたので、「富山県社会福祉審議会」を始めさせていただきます。

本日の会議はマスコミ公開とし、議事録は県のホームページに掲載して、県民の皆さんへ情報提供させていただきたいと存じますので、あらかじめご了承願います。

まず初めに有賀厚生部長からご挨拶を申し上げます。

### 2 挨拶

【有賀 厚生部長】 本日はお忙しいところ本審議会ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、この度、皆さま方には、この審議会の委員を快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会は社会福祉法に基づく審議会として、富山県の社会福祉や児童福祉に係る基本的な事項を調査審議いただくために設けられたものであり、本県の福祉の様々な課題について、貴重なご意見をいただけてきました。委員の皆さまにおかれましては、今後2年間にわたり、本県の社会福祉の充実、発展のために、お力添えをいただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、近年、少子高齢化の急激な進行、高齢世帯やひとり暮らし世帯の増加、そして、住民同士の繋がり希薄化により、福祉のニーズのあり方も多様化し、地域における福祉力の向上がますます重要になってきております。このため、県では、福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、福祉に関する政策の基本となる富山県民福祉基本計画を、昨年4月に改定したところであります。この計画では、誰もが安心、幸せを感じるウェルビーイングを目指す、富山型地域共生社会の実現を目標に掲げ、共に支え合う、人づくり、安心して暮らせる地域づくり、地域で支え合う仕組みづくりを施策の柱としており、本県では福祉に関する総合的な施策の推進に全力で取り組んでいるところです。

本日は、各専門分科会の実施状況や、最近の社会福祉関係施策の取り組み状況等についてご報告しますが、委員の皆さま方には、本県の福祉施策を効果的に推進していくための方策等について、幅広い観点からの忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。それでは本日もどうぞよろしく願いいたします。

### 3 議事

#### (1) 委員長・副委員長の選任について

【竹部 地域共生福祉係長】 それでは、事務局から委員の出席状況について報告させていただきます。

本審議会の委員総数は 24 名でございます。そのうち、オンラインを含めて 16 名の委員の皆さまにご出席いただいておりますので、富山県社会福祉審議会条例第 6 条第 3 項の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

続きまして、お手元にある会議資料を簡単に確認させていただきます。

(資料読み上げ)

不足はございませんでしょうか。では、時間の都合もありますので、ご出席の委員の皆さまのご紹介は、お手元の名簿に代えさせていただきます。なお大道委員、角田委員、小島委員、高木委員、田中委員、出分委員、舟橋委員、村上委員は、ご都合により欠席されております。

それでは、議事に入りますが、まず、委員長・副委員長の選任をお願いしたいと思います。委員長・副委員長は、富山県社会福祉審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、委員の方々に互選をいただく事となっております。ご出席の皆さまで、どなたかご推薦いただけないでしょうか。お願いします。

【車谷委員】 委員長には、前任期において委員長を務められました富山短期大学前学長の宮田委員をお願いしてはどうでしょうか。

(拍手)

【竹部 地域共生福祉係長】 ただ今、車谷委員から委員長をご推薦いただきました。拍手もいただきました。ありがとうございます。ご異議がありませんでしたので本審議会の委員長は宮田伸朗委員をお願いしたいと存じます。

それでは次に副委員長につきまして、この場で宮田委員からご推薦をいただきたいと思っております。

【宮田委員長】 それでは、副委員長には、県社会福祉協議会専務理事で事務局長の高畑委員さんに、引き続きお願いをいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(拍手)

【竹部 地域共生福祉係長】 ありがとうございます。副委員長には高畑委員をお願いする事といたします。

それでは、これより議事の進行は、宮田委員長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、宮田委員長には委員長席にお移りをいただきますようお願いいたします。

早速ですが、宮田委員長に一言ごあいさついただければと存じます。

【宮田委員長】 改めまして、ただいま委員長に選任いただきました宮田でございます。富山県社会福祉審議会は県内の社会福祉全般についてのあり方を検討し、知事の諮問に応え、調査審議して答申し、意見具申もしていく大事な審議会でありますので、改めてその責任の重

さを痛感しております。

先ほど部長さんのご挨拶がございましたが、社会福祉のあり方がどんどん変化をしております。そして、国全体では少子高齢化が進む中で、全世代型社会保障、みんなが幸せに生きられる、いわゆる包括社会を目指す中で、地域共生社会、これを富山県でも目指していくとなっております。ただ、現実の問題は様々、複雑、多様でして、これまでの縦割りを乗り越えて、それぞれの分野が連携をしながら、例えば福祉だけではなくて保健医療、或いは教育、或いは産業等をひっくるめた形で、一人一人の県民の幸せを考えて行くという、こんな時代になってきていると思います。そういった点で、この社会福祉審議会は元々、古い話ですが、ルーツは恐らく、国の方では、社会福祉審議会、身体障害者福祉審議会、そして児童福祉審議会と、これがベースであったのだろうと思いますが、益々それらをトータルした形での、県の審議会が大事な場になってくると思っております。皆さまは、それぞれの分野から選出をいただいた委員でございますので、それぞれの分野での経営とか実践とか、様々な課題ですね、これをどう解決していくのか、或いはそれらをトータルとして、全体で社会福祉、社会保障の中で、どういうあり方を検討して進めて行ったらいいのかという事につきましてもご発言いただければと思います。私も、精一杯、努力をして参りますので、どうぞ皆さま方のご協力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【竹部 地域共生福祉係長】 ありがとうございます。それでは以後の進行につきまして、宮田委員長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

## (2) 専門分科会の委員・臨時委員の指名について

【宮田委員長】 それでは、会議次第の議事1番、2番、3番と議事があり、1番まで済んでおります。次に、2番の「専門分科会の委員・臨時委員の指名について」とあります。委員の皆さまに、それぞれ各分科会に所属をしていただくわけでありましてけれども、これにつきましては、富山県社会審議会条例第7条第1項の規定があり、委員長が指名するという事になっております。従いまして、事務局の方から、この専門分科会、或いは部会の構成についてご説明をお願いいたします。

【鷲本 厚生企画課長】 ご説明いたします。右肩に資料1-1とある資料「富山県社会福祉審議会の概要」をご覧ください。

(1) 審議会の設置根拠につきましては、社会福祉法、それから富山県社会福祉審議会条例に根拠がございます。

(2) 委員の皆さまの任期は2年間。令和6年9月20日から、令和8年9月19日までということをお願いしております。

(3) 委員数の制限につきましては記載の通りです。

(4) 審議会、専門分科会、部会の構成をご覧ください。全体とは、本日のこの社会福祉審議会の全体会に当たるものがまずございまして、専門分科会というものが5つございます。区分のところをご覧ください、上から福祉基本計画、民生委員審査、高齢者福祉、児童

福祉、身体障害者福祉の5つの専門分科会から構成されております。それぞれの区分の所掌事務については、根拠法規、所掌事務の欄をご覧ください、記載の通りでございます。さらに細かく分かれておりますのが、4番目の児童福祉で、分科会に3つの部会がございます。里親審査部会、措置審査部会、認定こども園・保育所審査部会です。身体障害者福祉にも1つ部会がございまして審査部会というものがございます。部会につきましても、それぞれ根拠法規と所掌事務が、記載の通りとなっております。説明は以上です。

【宮田委員長】 ありがとうございます。それでは事務局からご説明のありました、委員、或いは臨時委員も含め、本日以降も引き続き、お手元にお配りしております「富山県社会福祉審議会委員・臨時委員 所属専門分科会・部会」にあります通り、記載のとおり指名をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。それぞれの専門分科会・部会で、個別の案件について審議、答申をしていただくということになります。なお、各専門分科会の会長、副会長については、それぞれの専門分科会や部会において決定をされるという事になっておりますので、開催されましたらその件も含めよろしく願いします。

### （3）社会福祉審議会運営規程の一部改正について

【宮田委員長】 では、次の議事の（3）に移りたいと思えます。「社会福祉審議会運営規程の一部改正について」です。これにつきまして、ご説明をお願いいたします。

【稲垣 こども未来課児童相談所等機能強化推進課長】 こども未来課の稲垣と申します。富山県社会福祉審議会運営規程の一部改正についてご説明いたします。資料2をご覧ください。改正内容につきましては、児童福祉措置審査部会の所掌事務の追加でございます。右下の下線の部分になりますが、「こどもの権利擁護に関する事項」、これを追加したいというものです。改正理由であります、令和4年の児童福祉法等の改正によりまして、社会的養護に係るこどもの権利擁護の強化を図るため、意見表明等支援事業が創設されております。この事業の内容につきましては、点線枠の1番目になります。児童相談所の一時保護所、児童養護施設などに入所している児童の施設での生活における悩みや不満等に関する意見の形成、また、関係機関に対する意見の表明、こうしたことを支援する意見表明等支援員を養成、派遣するという事業であります。また、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として規定されたことに伴いまして、この意見表明等支援事業などによるこどもの意見につきまして、児童相談所や施設等に対して、意見具申を行うための権利擁護機関を設置する必要があります。この権利擁護機関につきましては、点線枠の2番目になります。措置や一時保護の決定といった個別のケースに関しまして、こども等から申し立てがあった際に、調査などを行った上で審議を行い、必要な場合には児童相談所などに意見を具申する役割を担う機関となります。このため、審議会の運営規程を改正いたしまして、児童福祉措置審査部会が、この権利擁護機関としての役割を担えるように、調査審議事項に、こどもの権利擁護に関する事項を追加したいというものです。以上でございます。

【宮田委員長】 ありがとうございます。運営規程の一部改正ということでございました。

社会的養育、社会的養護に関連したこどもの権利擁護機関について、児童福祉措置審査部会で検討する、所掌事務に入れるということであります。

何かご質問やご意見等があれば、受け賜りますが、いかがでしょうか。今日はオンラインの方もいらっしゃるしますのでその方々も含めて、ご意見をいただきたいと思っております。よろしいですか。特にご意見、ご質問、ご異議がないようですので原案の通り、改正することといたしたいと思っております。ありがとうございます。

## 4 報告

### (1) 社会福祉施策等について

【宮田委員長】 それでは続きまして、会議次第の4番目に移ります。社会福祉施策等についての報告が各所管課からご説明があります。資料が少し多いのですが、ご説明をよろしく願います。

【鷲本 厚生企画課長】 私からは資料3と、資料4を簡単にご説明いたします。まず資料3をご覧ください。「富山県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置について」というタイトルのものです。令和6年4月1日「孤独・孤立対策推進法」が施行され、地方公共団体は、孤独・孤立対策について、「国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とこととされております。多様な主体が参加する地方版プラットフォームの設置が同法第11条で努力義務になったことに伴いまして、県においても以下の通りプラットフォームの設置の準備を進めております。「設置目的」ですが、1つ目は、対等に相互に繋がる「水平的」な連携・協働を促進すること、2つ目は、孤独・孤立の実態把握、情報共有、普及啓発や人材確保・育成のための研修等に取り組むことを目的としております。「構成(案)」ですが、他県でこのような動きがあるものを参考にしながら考えておりました、核となる企画・検討を行う「幹事会」と、広く県民の皆さまに参加を呼びかけ、主として普及啓発を目的とした勉強会に参加する「プラットフォーム」の二層構造にしたいと思っております。「①幹事会」のイメージですが、令和5年10月に県が実施した調査によりますと、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が、男性より女性が高く、年代別では以下に書いてある通りで、このような傾向があるといったようなことも一つ踏まえ、一般社団法人富山県若者生きづらさ寄りそいネットワーク協議会、富山大学の立瀬剛志代表幹事(疫学・健康政策学講座助教)のほか、委員は働き盛り世代や子ども、女性分野を対象に活動している団体の代表などを中心に10名程度で、構成を依頼しているところがございます。第1回の幹事会は、一番下の「今後のスケジュール」にあります。11月5日に、基本的にオープンで、公開して開いてみたいと思っております。幅広く意見交換することがまずスタートラインかなと思っております。「②プラットフォーム」については、これもイメージの段階ですが、会員はプラットフォームへの入会を希望する団体等と考えております。先行して取り組んでいる県もそのようなやり方で行っているところが多いので、主にNPO、社会福祉法人等に所

属する支援者などを想定しています。勉強会への参加を呼びかけていくといったような事  
で取り組んでおります。資料3については以上でございます。

資料4は、富山県再犯防止推進計画の見直しについてです。これは令和2年3月に策定し  
た富山県再犯防止推進計画（努力義務）が、令和7年3月に期限を迎えることから、県内の  
再犯にかかる現状や、令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、見  
直しを行う事しております。見直しの方向性としましては、県民福祉基本計画で目標とし  
ております「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指すとやま型地域共生社  
会の実現」を念頭に、国の第二次再犯防止計画で重点課題とされている「地域による包摂等  
の推進」などを県の計画に反映していきたいと考えております。検討スケジュールですが、  
令和6年9月4日に第1回の協議会を開催し、見直しの方向性を取りまとめていただい  
ております。これ以降は、関係機関、上のイメージ図にもございますが、国の機関もあります  
ので、関係機関に照会して県において改定案を取りまとめ、パブリックコメントを経て、2  
月ごろに第2回の協議会で改定案を協議したいと思っております。最終的には3月に計画  
の改定をしたいという目標で現在取り組んでいるところでございます。資料3、資料4につ  
きましては以上です。

【勝山 高齢福祉課長】続きまして資料5、資料6をご説明させていただきます。高齢福祉  
課の勝山でございます。まず資料5「高齢者福祉専門分科会の動き」についてです。「富山  
県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画」という3ヵ年の計画を、社会福祉審  
議会高齢者福祉専門分科会でのご意見等踏まえまして、昨年度末に策定をしております。そ  
の内容について、1以下に記載しています。まず「計画の概要」でございます。「(1) 目的  
及び趣旨」といたしまして、団塊の世代が75歳以上となる2025年、これはもう来年です  
が、さらにその先の、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、地域  
包括ケア実現のための取り組みを本格化させるため、老人福祉法及び介護保険法に基づき、  
市町村の介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、高齢者の健康や生きがいづくり  
をはじめとする本県の様々な高齢者保健福祉施策を総合的に推進するために計画を策定し  
ております。次に「(2) 計画の内容等」についてですが、下の表に細かく書いてありますが、  
かいつまんでご説明をさせていただきます。第2節「介護サービスの充実と地域包括ケアシ  
ステムの深化・推進」という項目がありますが、今回の計画の見直しで、第8期計画からの  
主な変更点として、「地域密着型サービスの更なる普及推進」の追加と、「家族介護者を支援  
するための取り組み」を追加しています。また、第3節「地域包括ケアシステムの深化・推進  
を支える体制づくり」では、「生産性向上に資する取り組みの推進」、これは介護現場の生産性  
を向上するという取り組みの推進ということですが、これを追加した他、ちょうどこの計画の  
策定の過程で、1月1日に能登半島地震があり、そうした地震を踏まえた対応を項目として  
追加しております。2番は、「高齢者福祉専門分科会における検討状況及び令和6年度の予  
定」でございます。今ほど申しました計画を昨年度、11月、12月、また今年入って3月に  
と3回、専門分科会を開催して、計画を策定いたしました。なお今年度は、高齢者福祉専門

分科会の方で計画の進捗管理をしていきたいと考えております。年明け頃に開催を予定しております。資料5については以上でございます。

続きまして、資料6をご覧ください。「富山県認知症施策推進計画の策定について」でございます。1の「背景等」ですが、令和6年、今年1月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」という国の法律が施行されております。同法に基づく国の認知症施策基本計画が、今年秋ごろに、現在まだ出ておりませんが策定予定となっております。同法におきまして、都道府県は、国の基本計画を基本とし、都道府県の実情に即した認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないと、努力義務が記載されております。こうしたことを踏まえ、本県といたしましては、国の計画を踏まえた県の認知症施策推進計画を策定の予定としております。2番は「富山県認知症施策推進計画の策定について」です。本県の認知症施策は富山県高齢者保健福祉計画・第9期富山県介護保険事業支援計画の中に記載されておりますが、今度新たに作ります、本県の認知症施策推進計画はこれを拡充するものと位置付けていきたいと考えております。このため、認知症施策推進計画は、「富山県高齢者保健福祉計画」及び「富山県介護保険事業支援計画」の調査審議を行う高齢者福祉専門分科会において、策定に向けた審議を行う予定としております。次回の高齢者福祉専門分科会、令和7年1月頃において、計画策定の進め方等について審議し、令和7年前半の策定を目途に取り組みを進めていきたいと考えております。国の計画自体がまだ完成はしていませんので若干前後するかもしれませんが、こういったスケジュールで進めていきたいと考えております。その下には、参考といたしまして、この認知症基本法の概要を記載しております。ご覧いただければと思います。高齢福祉課からは以上でございます。

【稲垣 こども未来課児童相談所等機能強化推進課長】 こども未来課です。資料7と資料8に基づきましてご説明いたします。資料7をご覧ください。「児童福祉専門分科会の実施状況について」です。1の「児童福祉専門分科会の概要」であります。1の分科会と、(2)番、①から③の3つの部会が設置されております。2の「児童福祉専門分科会の開催状況」であります。(1)児童福祉専門分科会につきましては、令和6年9月に富山県社会的養育推進計画の見直しに係る協議を行いました。今年度中の計画の策定に向けまして、あと2回程度分科会を開催する予定としております。次に(2)審査部会ですが、①里親審査部会は、原則年2回開催しております。②児童福祉措置審査部会につきましては、随時開催をしております。昨年度は2回、今年度は1回開催しております。③認定子ども園・保育所審査部会につきましては、昨年度は設置及び廃止認可に関する調査審議3件ございました。

続きまして、資料8をご覧ください。「富山県社会的養育推進計画の改正について」でございます。1の「富山県社会的養育推進計画の概要」についてですが、この計画は、平成28年の改正児童福祉法の理念を踏まえたものとなっております。中央の枠内をご覧ください。虐待を受けた子どもなどを含め、すべてのこどもの育ちを保障する観点から、こどもが権利の主体であるという事を明確にして、家庭への養育支援から代替養育(里親やファミリーホ

ーム、児童養護施設などにおける養育)までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組や里親による養育を推進するということを明確にしたものであります。この家庭養育優先原則を徹底して、子どもの最善の利益を実現していくため、令和2年3月に富山県社会的養育推進計画を策定しまして取り組みを進めているところであります。計画期間は10年間ではありますが、令和6年度までが前期、令和11年度までが後期となっております。令和6年3月のこども家庭庁の通知に基づきまして、令和6年度中の現行計画の見直しが求められ、改定を行うものとなっております。2は、「現行計画と新しい計画との計画記載項目の比較」です。右側の網掛け部分が新たに追加となった項目となっております。以上でございます。

【河尻 障害福祉課長】 障害福祉課長の河尻と申します。私からは資料9「身体障害者福祉専門分科会の実施状況について」をご説明いたします。まず1の「身体障害者福祉専門分科会等の概要」ですが、専門分科会と審査部会の二つがあり、(1)専門分科会では、身体障害者の福祉に関する事項を審議いただくことになっております。(2)審査部会においては、3点の審議事項があり、①身体障害者の障害程度の審査、②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定(身体障害者手帳を取得する際に、申請者が提出する診断書を記載する医師の指定)、③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関の指定又は指定の取消についてです。なお、審査部会の審議事項につきましては、中核市の富山市分は富山市で審議されるということとなっております。次に2の「身体障害者福祉専門分科会等の開催状況」でございますが、令和5年度は審査部会を6回(2ヶ月に1回)開催いたしております。審議した件数につきましては、下の表に記載しております。令和5年度は、身体障害者の障害程度の審査を155件、身体障害者福祉法に規定する医師の指定は43件。指定自立支援医療機関の指定又は指定の取消につきましては42件、審議をいただいております。簡単ではございますが説明は以上でございます。

## 5 その他(質疑応答)

【宮田委員長】 ありがとうございます。それぞれ4つの分野で、各課から取り組み状況、或いは今後の予定、或いは新規に取り上げられる予定のものということでご説明いただきました。細かいところまでなかなか行き届かなかったかもしれません。今の報告について、何かご質問、或いはご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

【塘添委員】 視覚障害者協会の塘添です。2点質問というか、意見を述べたいと思っております。1点目は、認知症施策基本計画における、基本的施策のところの②に「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」とあるが、この認知症におけるバリアフリー化とはどういうことを意味しているのか教えていただきたい。2点目は、閉じこもりの事について発言させていただいてもよろしいでしょうか。

【宮田委員長】 はい、どうぞ。

【塘添委員】 閉じこもりの人は全国で約70万人、富山県では約7千人いるようだが、なぜこんなに増えているのか。私は団塊の世代であるがこの世代では少ないのではないかと思うが、その認識を教えていただきたい。今、少子化対策と言っておりますが、この閉じこもりの人達が、社会的な活動、そして労働を行えば例えば、人手不足の解消に大いに繋がるのではないのでしょうか。閉じこもりに方に正当論を伝えてもダメとなれば、何を求めていったらよいのか。そうであれば、閉じこもりが起きないための対策が必要なのではないか。障害のある人は障害を持ちながらも働こうと努力しているが、容易には働けない。閉じこもりの人は、特別障害を持っていない方がほとんどだと思います。そうであれば、なぜ閉じこもりが起きているかを考えると、子どものころから、教育のあり方、道德教育、要するに、働かざる者食うべからず、親孝行しなければならない、年上の人を敬うなど基本的なこの道德教育がどういうふうになされているのかを考える必要がある。閉じこもってしまったら、何とも働きかけようがないのではないか。相談体制、相談支援の人たちに協力してもらってなんとかしなければならぬ。これだけ多くの閉じこもりの人がいるのであれば、閉じこもらない対策という事もやはり真剣に考えなければならぬ。その現状と今後の見通しについて、教えていただきたい。

【宮田委員長】 ありがとうございます。2点ありました。まず認知症のバリアフリーはどういう事なのかというご質問です。

【若林 高齢福祉課地域包括ケア推進担当課長】 高齢福祉課です。バリアフリー化の内容ですけれども、具体的に申し上げますと例えば、認知症の人が地域で暮らすための地域における見守り体制の整備ということ。それから、認知症の人が利用しやすい製品とかサービスというものを、認知症の方の声を聞いて開発し普及していく取り組み。それから3点目として様々な事業者の方が認知症の方と接するとき必要となるガイドラインを作成及び普及し、認知症の方が様々なサービスを利用しやすくする取り組みを進めていくという事が国の計画等で示されているところです。

【宮田委員長】 比較的ソフトの面、或いはシステムの面という印象を受けました。2番目の閉じこもりについては、孤独・孤立に関しての予防や対策についてご説明をお願いします。

【鷲本 厚生企画課長】 先ほど資料3で孤独・孤立対策についてご説明しました。先ほどの説明では省略したのですが、資料の中央の県の調査によると孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は男性では40代50代30代、女性では30代40代20代以下の順で高い。今ほど委員からご意見いただきましたが、確かにこの調査だけからすべてを判断するわけにはいかないが、若い人の中で、孤独・孤立を強く感じる、或いは、繋がりがなくてもなかなか繋がれないといったようなことがある。或いは、どんどん増えていくという事はおっしゃる通りだと思います。現状の認識はそうで、このようなことを国も県もやっていたかなければならないということであるわけなのですが、ただ、予防ということになりますとおっしゃられたように、教育の話もあれば、働く事の話もあれば、普段そのあり方がどうかということ幅広く色々あると思いますが、まずは、この幹事会で実態はどうか、どう

いうふうに皆さん感じていて、何が引っかかりなのかを、まず押さえていかなければいけない。簡単なちょっとした工夫で解決できるようなレベルの話もあれば、時代の流れでどうしてもそういう問題もあるよね、という事もあるかもしれません。そのあたりは、腰を据えてやっていかなければならない問題だと思っており、この取り組みを始めたい思っているところです。

【塘添委員】 私は大きな問題だといいますので、やはり真剣に、国も含めて県も市町村もみんな考えていかなければいけないのではないかと思いますので、また今後ともよろしく願いいたします。

【有賀 厚生部長】 今の閉じこもりとかひきこもりの問題なのですが、恐らくもう1点、なぜこれが起こったかということに関して重要な視点があると思っております。(塘添委員が) 団塊の世代でいらっしゃるという事でしたが、恐らく経済状況が今の若い世代、今40代というところで全く違っていた。学校卒業して、就職をするというところでかなりつまずきが起こっていた。そこでつまずいて、しかもそこからなかなか戻れない、例えば、非正規雇用から戻れないというような、時代の流れという意味では経済状況等が関連する事があるので、以前はうまくいって、何十年か前はこうだったのに今の人はこうというお話をする時には、恐らく経済状況という事がかなり大きな問題としてあるのではないかなと思います。そのような中で、人と人の繋がり方がリアルの対面、近所であったり、もう1つネットであったりですか、人と人の繋がり方が昔と違ってきているという事で、恐らく孤独とか孤立が生まれやすい状況、要素というものが時代の流れとともに大きく変わってきている事は、考慮しなければいけないと思っております。そういう意味で、このプラットフォームも様々な切り口の中で、各支援団体や職能団体の方と繋がりながら、どういった対応ができるかとか、どういう形で繋がるか、今どういう対策をしていくか、あまりにも多面的なものなので難しさはあるが、多種多様な立場の方々と繋がって、ネットワークを作っていくことが重要であり、今後目指していくところだと思います。補足でございました。

【宮田委員長】 確かに、背景要因が様々あると思うのですが、よく言われるのはいわゆる世帯構成の変化、単身単独世帯が非常に多くなってきている、或いはこの調査時点が多分、コロナ明けの時点ですので、コロナでさんざんソーシャルディスタンスという事を言っていて、職場でもそれから地域でもとにかく距離を置くというふうな中で、やはり、ストレスが色々あり孤立感を深めるという事もあったのではないかとともに思っております。いずれにしても、今ご指摘ありましたように、繋がりをどう作り直していくのか、さらに発展させていくのかを様々な知見でこのプラットフォーム、まさに大所高所の様々な多角的な議論をしていただければと思います。

【中島委員】 この件に関連して、幹事会とプラットフォームを作って事業実施をしていかれるという事で、県においては調査や、シンポジウムの開催をしたりしながら、ステップを踏んできておられると思います。この幹事会のメンバーも既に依頼中ということで、このメ

ンバーに何か意見があるという事は無いですが、本当にひきこもっている方々を中心に構成されているので、将来的に、先ほど塘添委員がおっしゃったように、予防や孤独感がある人を減らしていくには、プラットフォームとの連携もあると思いますがもう少し幹事会を広げていただくことが必要かなと思います。次に、職能団体ということで、保護司会連合会を入れていただいたのは、私も保護司をしており、刑務所から出てきた人たちは家庭や地域社会、職場でも適応できずうまくいかなかったりするため、孤独・孤立を抱えやすいので良いと思いますが、この保護司連合会は職能団体とありますが、職能団体とは少し違うかなと思いますがいかがでしょうか。

【宮田委員】 幹事会を拡大してはどうか、保護司連合会の位置付けの2点ですね。

【鷲本 厚生企画課長】 今ご意見いただいた通りで、この幹事会のメンバーがずっと固定という事ではないです。まずこの形でスタートさせていただいて、どのような感じになるか確認し、目指していくものが出てきたら、構成メンバーをさらに拡大という事も考えられると思っております。また、職能団体という区分は、更生保護のイメージと合わないのであれば言い方は検討したいと思えます。

【宮田委員】 想定外の問題や場面もありますので、この指とまれ方式の柔軟な体制で、プラットフォームがどんどん広がり繋がり作りの拡大に繋がっていくと良いなというふうに感じております。

その他無ければ、児童福祉措置審査部会のこどもの権利擁護機関のことについて、具体的にはどういう運用になるのでしょうか。一時保護だとか施設入所に関して、子どもの意見を聞く。申し立てがあった場合に、検討するという事だろうと思うのですが、イメージがつかないので教えてください。

【稲垣 こども未来課児童相談所等機能強化推進課長】 資料2ですが、そもそも施設入所のこども等が、様々な生活上の不満や悩みがあった場合、どこに意見として述べるかということ、現状では施設に相談するという方法もございますし、またこどもの権利ノートというものを配布しており、直接、県庁の方に意見を述べる方法もございます。それに加え、児童福祉法の改正に伴いこどもの権利擁護に関する環境整備を、都道府県の業務としてしっかり実施するよということであり、権利擁護機関として、この社会福祉審議会の部会の中に、その機能を設けたいというものであります。具体的には、並行して実施しております意見表明等支援事業であります。意見表明等支援員が各施設を訪問する等して、こどもの意見を聞くという対応を行います。その中で、こどもが何か意見を申し述べたい時は、審議会の事務局が県庁のこども未来課が事務局となる予定ですので、まずは、事務局の方に何処其処のこどもがこのような意見を持っている、というような意見を言っていただきます。その上で、この意見表明等支援員や県の事務局職員が、まずは必要な調査をし、その上で、審議会に意見を申し述べたいということの意向がありましたら、その調査内容を踏まえて、審議会の部会に話をするというよう流れになります。その審議会の部会で、さらに必要な調査等を行い、こどもの主張に見合った対応が可能かどうかを検討するなりして、必要に応じて児童相

談所等に、必要な対応するように、部審議会の部会の方から意見を具申するという流れになります。

【宮田委員長】 よくわかりました。ただ、虐待されている子どもの一時保護ですとか、或いは入所措置になると、多分、待った無しであると思いますので、スピーディーな対応が部会として必要だと感じております。これまでの経験的には、割と日程調整に手間取ってなかなか時間が取れないということがありましたので、オンラインも含め、時間外も含めてスピーディーな対応をやっていかないと児童相談所が困ると感じましたのでこのような質問をさせていただきました。

今回の説明も含めて、県の福祉のあり方、県の社会福祉政策全般についてご意見、或いは日頃から考えてらっしゃることがありましたら、せっかくの機会ですので、ご自由にご発言いただき意見交換したいと思います。

【平野委員】 富山県手をつなぐ育成会の平野です。よろしくお願いたします。資料5に関するのですが、地域包括ケアシステムの深化・推進や支える体制づくりということで、もうこの計画はできておりますが、その目指す方向はどういうところにあるのかをお聞きしたいです。例えば、今回の能登半島地震において、被災したある方は建物が壊れたり、家族が被害を受けたり、家族全体が被害を受けたりするので、そこへそういう調査が入った場合でも、家族みんなの状況を確認したりする必要があるのではないのでしょうか。事業所も事業所全部が集団移転する事態もあるので、高齢者だけではなく、その中に住む家族全員をケアする必要があるのではないのでしょうか。

先ほど、宮田委員長がおっしゃったように、全世代型保障は将来的な目標ですが、このシステムの中で、例えば8050問題で親と子どもが生活し年を取っていくと、子どもが障害を持っていれば、障害の子どもの世話ができないとか、逆に子どもが障害を持っているが親の介護が必要な場合、障害のある子どもがその親の世話をしているというような事例があります。そこにヘルパーさんが入って親の相談を受ける中で、障害のある子どものお話も聞くと、並行的に一緒にケアをするという対応になっているので、やはり家族を切り離して考えることはできないと思います。

ですので、この地域包括支援センターと子どもの拠点施設が指定されたりしていますし、障害分野では地域生活支援拠点が整備されているものの機能充実がまだ課題だと思いますが、これらの連携が大事だと思います。将来的には、一番先行している地域包括支援センターの機能を拡大していく形で地域福祉の充実が求められると思いますが、その将来の目指す姿を教えてください。

【宮田委員長】 ありがとうございます。非常に大きなご質問で、各分野のセンターも含めて、地域包括支援センター等を将来どのように展望していくのか、目指していくのかということでした。

【勝山 高齢福祉課長】 確かにおっしゃられる通り、高齢者が要介護状態にならないようにという意味でも地域包括支援センターが非常に大きな役割を果たしており、ある意味よ

り拡大的に、障害も含めて対応できればというようなお話だと思うのですが、現行の計画の説明の中ではそこまで踏み込んだ記載には現在なってはいないのですが、当然、現在も重層的支援という考え方で、障害の部分でもご相談を受けていくような体制作りというのは、国の方でも進めて行きますので、県としても考えなければならない。現在は、高齢者中心でのシステムとなっておりますが、高齢者も障害もというパターンもあるかとは思いますが、国の議論も踏まえて県としても検討はしていきたいと考えております。

【平野委員】 地道にそういった連携等を重ねていただければと思います。相談支援の分野とケアマネージャーとの連携や、ヘルパーさんでも、介護だけのヘルパーでは無く障害支援のヘルパーも兼ねる等、両方のスキルの共有や研修の開催等の地道な実践を積み重ねて行っていただければ、深まっていくと思いますので、お願いいたします。

【宮田委員長】 確かに、生活地域課題というのは単品・単純ではなく、それぞれ複合的な課題となっております。ただ、地域包括支援センターが介護分野で先に「包括」と使ってしまったので、母子保健のところでも包括という名称を使っていて、それが今、子ども家庭センターとなってきています。ですので、あまり名称にとらわれずに各センター各分野のセンターが有機的・重層的に連携して支援していくシステムに切り替わっていかせよう、私は個人的に思っております。ただ、名前が包括となっているので疑問や期待が出てくるのだらうと思います。それぞれの分野で重層的にしっかり連携し合う、これは提供側も当事者団体もそうでしょう、ということが言えるかと思えます。まさに社会審議会全体での課題だと思います。

【中島委員】 今のご意見等や認知症の計画も今年から来年にかけて策定されるという中で、資料5の計画を推進していく上で一番大切なのはやはり「人」だと思います。多分、野村委員さんとかよく分かっておられると思いますが、本当に現場に人がいません。物事を推進できない状況なので、この地域包括ケアシステムの深化に人材養成・確保がありますが、人材に関する会議が別にあります、この社会福祉審議会でも共通に認識し、いかに福祉人材を確保していくかという事を考えていく必要があるのではないかと思います。もう1点、そのためには、多様な人材を確保していく事と、やはり外国人の方も確保してかなければいけない、そして、養成教育についても、各養成校も今から変革していかねばいけないと考えています。養成校は、みんな努力しています。一生懸命努力しているのですが、富山県では四年制大学進学志向も強く、また子どもの数も減っている。そういう中では、やはり外国人の留学生等の確保も必要になってくるという中で、養成校がしっかりと受け入れができて、また、地域の多様な人材も育成する機能が発揮できるように、養成校の基盤強化をしていくことを、要望のようになりましたが、ご検討いただきたいなと思っております。

【宮田委員長】 ありがとうございます。切実な課題だと思います。明日も確か人材確保対策・現場革新会議がありますので、そちらでまた、大いに議論できればと思います。他に、車谷委員さんご意見等お願いできますか。

【車谷委員】 本日は意見が無いのですが、どの立場で発言するかですが、知的障害者福祉

協会を代表していますが、地域に行けばその校区の社会福祉協議会の会長を担っています。そこで少し疑問に思ったことがありまして、説明をお聞きすると、先ほどの重層的の話題になりますが、一番底辺である、小学校区にある社会福祉協議会では、やはり中々人がいなくて、僕は県庁 OB ですが県庁で作っていたポンチ絵のように中々いかない。そんな綺麗に本当にならないです。なぜならないのかなという、地域でそういう事を取り組む人がいない。本当に人がいないです。例えば、民生委員さんとか、老人クラブさんとか、児童クラブとか、そこに所属する人たちがいろんな役割を担っています。一人、二役も三役も、沢山の役を担っています。うちの小学校区も 3000 世帯かな。一万人近い、八千人か九千人位住んでいますが、結局、ひと握りの人でやっている。ですので、先ほど中島先生もおっしゃりましたが、やはり、色々な段階での人を育てていただければ、育てるというのも中々厳しいのですが。とにかく、施設も人材がいないですが、地域も人材がいないという事を本当に感じております。そういう活動をしたい人を認識できれば多分もっと上手く行くのだろうと思うのですが、中々難しい課題だなと思っています。取り止めの無い話題で申し訳ありません。

**【宮田委員長】** ありがとうございます。地域に出ますと、地域人材の不足は本当に切実で、婦人会、或いは青年団はもう完全に無いようですし、自治会も中々厳しいという事があり、しかも防災も含め様々な課題が役所から降りて来るとい事がありますが、いざ頑張ろうと思うと個人情報壁があるという事もよく言われます。そういった現実を踏まえながら、このポンチ絵や計画は絵空事にならないようにしていかなければならないと思います。これは、それぞれの努力が必要だと思いますが、是非またお気づきの点がありましたら、ご発言・ご発信いただければと思います。

**【中島委員】** 先ほど、高齢者の計画の中で介護現場の革新が推進されていく事がすごく良い事だと思っているのですが、障害福祉分野における介護ロボットや ICT 化はどう進める予定でしょうか。

**【宮田委員長】** 障害の方ですね。ご質問ありがとうございます。

**【河尻 障害福祉課長】** 先生もご存じかと思いますが、障害分野は障害者計画と障害福祉計画の二本立てで進めております。障害福祉計画の方で障害福祉サービスの方の計画を定めています。その中で、事業所の ICT やロボットの関係を進めていこうとしております。現在、国でも補助金がありますので、県でも予算化して進めているところでございます。また、その補助金を使うにあたり、研修を受けていただくという事になっておりまして、事業所に対する研修や ICT ロボットに関する研修も進めているところでございます。

**【中島委員】** ありがとうございます。障害分野で今、セーナー苑さんが一生懸命頑張っていると聞いていたので、質問させていただきました。

**【宮田委員長】** 障害福祉の分野によっては、中々 ICT の導入が厳しいところがあると聞いております。

**【車谷委員】** 知的障害の施設を運営しております。明日の会議でお話ししようと思っています。

たのですが、セーナー苑は大沢野にあるのですが、ICTの導入については障害の分野も取り入れられ無い訳ではないものですから、近くにある特別養護老人ホームであるささづ苑さんがずっと進んでいるのですが、そちらへ見学に行ったりしております。具体的には、夜の眠りを把握する眠りスキャンという下に敷くものを、6つの入所施設のうち、障害の程度が穏やかな方々のグループの方の施設に100台ほど導入しました。あと、記録システムがやはり職員の方の負担になっているという事で、音声入力もできる記録システムを、Wi-Fiも整備し、年内か年明けには運用できる予定です。それで良かったなと思うのは、それ自身も良いのですが、その経緯で仕事の棚卸しというか、こんなのかなとか、書類が6つの施設でバラバラだったりするので、そういった事も棚卸しみたいなことをして、職員の方が働きやすい環境を作れると思っていますし、また、職員の皆さんが中心になって行うので、モチベーションが上がるのではないかと私は思っています。これから運用を始めて、どうなっていくかと期待しているところです。ちなみにうちの法人では補助金は使わずに、導入しています。

【宮田委員長】 同じ障害分野で、西野委員さんいかがでしょうか。

【西野委員】 こういう障害者の団体も個人情報関係で、中々新しい人がおられず、今の役員の方は一つ一つ年をとっていくという事で、先行きが本当に見えるような感じになってきております。日本身体障害者団体連合会でも、既に2つの自治体の福祉協会が脱会し、日本の中核となる日本身体障害者団体連合会から脱会という事になった。富山県もそろそろかと、先が見えて来ているのですが、何とか頑張っております。そういう状況でございます。また、先ほど、塘添さんの方から閉じこもり人口の増加という話題がございました。閉じこもりの40代くらいの青年の話聞いたことがある。両親は共働きであった家で、その青年の車はあるが、姿が見られず家族もその青年の話はしないようです。家族がやはり一番大事で、その家族の方がどう対応するかによって、その閉じこもりを少なくしていけるのではないかと思います。地元でも色々な行事をしているが、その家族の方が外に出させないのではないかと。そうだとしたら、家族の意向に反したことはできないのではないかと。

【宮田委員】 そのような事例もあるという事でした。ありがとうございます。最後になりますが、本日話題に出ました社会的養育の関係で伊佐名委員さん、里親養育の課題、実情についてもしご意見ありましたらお願いいたします。

【伊佐名委員】 先ほどお話しがありましたが、富山県社会的養育推進計画の見直しに係る協議の中で、社会的養護の支援を受けている子どもの意見を吸い上げるという事業を見守っていきたいと思っています。世の中が複雑化しており、子どもの内面もやはり複雑になっています。一緒に暮らす里親さんも、そこにすごく戸惑いを覚えているというのが現状でして、子どもの内面をもう少し引き出してあげて、意思疎通がスムーズにいけるようになれば良いと思っています。

【宮田委員長】 ありがとうございます。子どもの意見表明権が権利条約にあります。どのようにしっかり受けとめられるか、その子どもさんの人生にどう反映させていけるのか

という、大変重い課題ではありますが、この新しい取り組みにも期待をしたいと思います。

## 6 閉会

【宮田委員長】 まだそういえばというご意見やお考えが出て来るかもしれませんので、提言用紙に思う存分書き込んでいただいて、或いはメールでも結構かと思しますので、本日の会議でお気づきの点、富山県の福祉政策全般について、理念・目的・政策・経営・実践、そして現実生活の様々な局面がありますが、どういった局面からでも結構ですので、ご意見、ご提言等がありましたら、事務局の方までご提出をお願いします。本日いただきましたご意見を参考にして県においても今後の施策・運用のご参考にしていただきたいと思います。そういった意味でずっとお聞きいただいた有賀部長さん、一言あればお願いいたします。

【有賀 厚生部長】 本日は、皆様活発なご意見ご提言本当にありがとうございました。すごく多岐にわたった課題、問題だと思うのですが、根本は、人口減少で、様々な課題が起き、それぞれの問題が起きているという事なのではないかと思えます。その意味で、人材確保や育成についてもご意見・ご提言をいただいたところがございます。ただ、人口減少の中で福祉分野だけで人材を確保していく事も難しくなっており、福祉人材を確保、地域人材を確保していく事を合わせながら、皆がマルチプレイヤー化していくと言いますか、一人が何役も兼ねて動いていくという事が必要だと思っております。かつ、今あるシステムの IT 化等より効率化していき、人手のかからない形でできるだけ効果を出していく方向に徹底して変えていかないと、中々今までどおりに様々な事を支えて行く事は難しいのではないかと思います。そのため、そのような事業を進めていくために、我々としても具体的な施策・政策として進めて行きたいと思えます。また、現場で起きている事、その他お困り事であるとか、様々なご提言等を今後も引き続き積極的にいただければと思います。本日は、本当に色々と沢山のご意見をありがとうございました。

【宮田委員長】 ありがとうございます。ほぼお約束の時間になりました。本日は、改選後初回の審議会ということで、しかもオンラインと、リアル参加の方が半分半分でしたので、中々、うまく進行できなかつたことを反省しておりますが、こういったオンライン会議も生産性向上の一部ですので、慣れていかなければならないと思っております。また、今後ともそれぞれの分野で積極的に、富山県の福祉の推進にご協力いただければと思います。本日は本当にたくさんの貴重なご意見いただきましてありがとうございました。それでは、以上を持ちまして今日の会議を終了させていただきたいと思っておりますが、事務局から何か連絡がありましたらお願いします。

【竹部 地域共生福祉係長】 本日はお忙しい中ありがとうございました。今後の本審議会や各専門分科会、部会の開催に関しては、それぞれの事務局よりご案内させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。以上、本日はどうもありがとうございました。

( 上 )

以下、審議会終了後にいただいたご意見を掲載します。

## 【出分委員】

### 1. 「ひとり親家庭日常生活支援事業」

ひとり親や離婚前の別居子育て世帯が、子育てと仕事を両立できる環境を整備するため、各市町村で「ひとり親家庭日常生活支援事業」の実施を検討すべきである。この事業が実施されるまでの間は、現行のファミリーサポート事業を拡充し、支援体制の充実を図る。具体的には、協力会員の増員により、依頼があった際に柔軟に対応できるようにすることが求められる。さらに病児保育の定員を拡大し、利用が必要な際に確実に利用できる環境を整えることが求められる。

#### 1-1 「ひとり親家庭日常生活支援事業」

「ひとり親家庭日常生活支援事業」は、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、修学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合、又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う国の事業である。

富山県では、3世代同居が多く、祖父母が子育てを支援する家庭が多い一方で、頼れる親族がないシングルマザーにとっては、ひとりでの子育てが非常に困難である。こうした家庭に対して、「ひとり親家庭日常生活支援事業」は有効な支援策である。以下の理由から、この事業の実施を強く求める。

#### ・シングルマザーの貧困

日本のシングルマザーの就労率は世界でもトップクラスだが、それでもひとり親家庭の約半数が貧困状態にあり、先進国の中でも特に貧困率が高いと言われている。富山県においても、多くのシングルマザーが経済的に苦しい状況にある。収入の少なさから、ダブルワークやトリプルワークをしている方も少なくない。その結果、シングルマザーは精神的・身体的に疲弊し、それが子どもへの虐待や、子どもがヤングケアラーになってしまう要因にもつながっている。

#### ・就職活動の不利な状況

就職活動において、「子どもの預け先がない」「育児や家事との両立で勤怠が不安定になる可能性がある」など、本人の実力とは無関係な理由で選考に不利になることが多々ある。このため、シングルマザーは共働き家庭の母親と同じスタート地点にすら立てない現状がある。

#### ・正社員就業のハードル

特に障がいのある子どもを育てる場合、保育の時間が足りず、正社員として働きたくても

難しいのが現状である。夕方まで子どもを安心して預けられる環境があれば、仕事に集中でき、生活の安定が図ることができる。

## 1-2「病児保育」

- ・子どもの病気による収入減

子どもが病気になった際、預け先がなければ仕事を休む必要があり、その分収入が減少する。シングルマザーにとってこの収入減は、家計に大きな負担となる。

## 2. 居住支援

ひとり親家庭への居住支援を充実させてほしい。母子生活支援施設の設置を強く希望する。また、ひとり親家庭用の公営住宅を設けることができないか、検討してほしい。

公営住宅に入居するには、順番待ちや抽選があり、希望しても入居できないケースがある。また、民間の賃貸物件では、仕事をしていないと貸してもらえない。特に離婚直後のシングルマザーにとっては、経済的な負担も重く、住まいの確保が大きな課題となっている。

生活の基盤である住居を確保することで、離婚成立直後の生活を安定させることができる。また、母子専用の安全で安心な住居があることで、子どもとの生活を安定させることができる。そのため、母子生活支援施設の設置、また、ひとり親家庭用の公営住宅を設けることを求める。

## 3. 離婚成立前のひとり親への支援

離婚を前提にした別居中のひとり親への支援を検討してほしい。

離婚成立前は、特に精神的にも経済的にも非常に厳しい状況である。特にDV被害者の場合、離婚成立までに数年を要することが多く、その間の生活基盤が不安定になりがちである。このため、東京都中野区が実施している「実質ひとり親支援給付事業」を先行例とし、別居中の実質ひとり親世帯への児童扶養手当や医療費助成などの支援を検討する必要がある。